

生活福祉資金貸付制度のご案内

生活福祉資金貸付制度とは

生活福祉資金貸付制度とは、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする国の貸付制度です。

生活困窮者自立支援法と連携した支援

平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、総合支援資金や緊急小口資金の貸付を利用する方については、生活困窮者自立支援制度と連携した支援を行うことになりました。

ご利用いただける世帯

(※ 資金の種類により貸付対象世帯が異なります。)

- 低所得世帯（世帯の収入がおおむね市町村民税非課税程度又は生活保護法に基づく生活保護基準額の1.7倍程度以下の世帯）
- 障がい者世帯（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の属する世帯）
- 高齢者世帯（65歳以上の高齢者が属する世帯で、世帯の所得が生活保護基準額の2.3倍程度以下の世帯）
- 生活保護世帯（生活保護を受けている世帯）

資金の種類と対象世帯

総合支援資金

○対象世帯／低所得世帯（※失業等により日常生活全般に困難を抱えている世帯）

生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	(単身)月15万円以内/ (2人以上)月20万円以内
住居入居費	住宅の賃貸契約の費用	40万円以内
一時生活再建費	生活再建に必要な費用	60万円以内

※ 離職期間が5年以上の方は、連帯保証人が必要です。

教育支援資金

○対象世帯／低所得世帯、生活保護世帯

教育支援費	高校、高等専門学校、短大、大学への修学経費	①高校 月額3万5千円以内
		②高等専門学校、短大 月額6万円以内
		③大学 月額6万5千円以内
就学支度費	入学時に必要な経費	50万円以内

※ 他の制度による貸付（母子・父子・寡婦福祉資金、日本学生支援機構等）が可能な場合には、そちらを優先して活用いただきます。

但し、他制度を活用しても、なお就学費用が不足している方については、審査の上、本資金を利用できる場合があります。

※ 平成28年2月の制度改正により、教育支援資金・教育支援費について、通常の貸付月額上限額では学費が不足するなど一定の要件に該当する場合には、教育支援費の貸付上限額を従来の1.5倍とすることが可能になりました。

福祉資金 福祉費

○対象世帯／低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯

※ 日常生活上又は自立生活に資するため一時的に必要な費用を貸付
※ 高齢者世帯については、「日常生活上、療養又は介護を要する状態」であることが必要

生業を営むために必要な費用	460万円以内
技能習得経費及び期間内の生計維持費用	580万円以内
住宅の増改築、補修等費用	250万円以内
福祉用具の購入に必要な費用	170万円以内
障害者用自動車の購入費用	250万円以内
負傷・疾病の療養に必要な費用	療養等期間により
介護・障害者サービスを受けるための費用	230万円以内
災害により臨時に必要な費用	150万円以内
冠婚葬祭に必要な費用	50万円以内
住居の移転等、給排水設備等の設置費用	
就職・技能習得等の支度に必要な費用	
その他日常生活上一時的に必要な費用	

緊急小口資金

○対象世帯／低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合(要件あり)	10万円以内
--------------------------------	--------

<貸付利率>

連帯保証人を立てた場合 「無利子」

連帯保証人を立てない場合 「年1.5%」

※ 緊急小口資金は無利子（連帯保証人不要）

※ 教育支援資金及び福祉費（技能習得費・支度費）は、世帯の生計中心者が連帯借受人となった場合、無利子になります。

<延滞利率>

年5%

<注>

※ 総合支援資金、緊急小口資金については、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等の利用が要件となります。また、その他の資金についても、世帯の状況に応じて同事業を利用いただくことがあります。

※ 掲載した資金種のほか、居住用不動産を担保に生活費を貸し付ける不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金（生活保護世帯対象）があります。

お問合せは、お住まいの市町村社会福祉協議会

又は、岩手県社会福祉協議会・地域福祉企画部／生活支援相談室へ(TEL：019-637-4440 FAX：019-637-9722)

岩手県歳末たすけあい運動が始まります

岩手県共同募金会では、岩手県内の報道機関と岩手県社会福祉協議会、岩手県共同募金会を主唱団体とする「岩手県歳末たすけあい運動」を、令和元年12月1日から12月25日まで実施します。

この募金による寄付金は、県内の児童養護施設に入所する若者等の進学・就職支度金や、乳児院の遊具・備品購入費などに活用されます。

本募金運動の一環として、県共同募金会では、今年度も「赤い羽根ピンバッジ」による職域（職場）募金を実施します。これは、運動期間内に施設、団体等において従業員の皆様に募金にご協力いただき、500円以上募金された方に希望のピンバッジ1個を進呈するものです。

なお、各市町村共同募金委員会では、令和元年12月1日から12月31日

令和元年台風第19号 災害義援金の募集について

令和元年10月12日に発生した台風19号に伴う大雨等により、岩手県内の6市5町3村に災害救助法が適用されました。岩手県共同募金会では、この災害で被災された方々を支援するため、次のとおり義援金の募集を行っています。

義援金の名称

令和元年台風第19号災害義援金

受付期間

令和元年10月18日から令和2年3月31日まで

受入口座

岩手銀行 本店 普通預金 2292155
口座名義 社会福祉法人岩手県共同募金会
令和元年台風第19号災害義援金
会長 長山 洋

※ 全国銀行協会加盟銀行からの送金手数料は、無料扱いになる場合があります（ATMを除く）。
詳細は、各金融機関にお問合せください。

問合せ先

〒020-0831 岩手県盛岡市三本柳8-1-3 岩手県共同募金会
電話 019-637-8889 / ファクス 019-637-9712
ホームページ <http://www.akaihane-iwate.or.jp>



赤い羽根ピンバッジ・全7種類（数に限りがあります。）

まで、「地域歳末たすけあい運動」を実施します。それぞれの募金の使いみちや取組については、お住まいの市町村共同募金委員会（市町村社会福祉協議会内）までお問合せください。

ふれあいランド岩手 施設等利用料金改定のお知らせ

ふれあいランド岩手では、本年10月1日からの消費税率の引上げに伴い、「施設」及び「付属設備」の利用料金改定を実施しました。今後もより良いサービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解の上、変わらぬご愛顧をお願い申し上げます。

なお、改定後の料金につきましては、ふれあいランド岩手（電話019-637-1000）までお問合せいただくか、ふれあいランド岩手のホームページ（<http://www.fureailand.jp>）をご覧ください。